

## 認定看護師教育基準カリキュラムの概要

(特定行為研修を組み込んでいる教育課程：B課程教育機関)

分野	緩和ケア
作成年月	平成 31 年 3 月
<b>【趣旨】</b>	
<p>緩和ケアをとりまく社会的ニーズの変化に伴い、緩和ケア認定看護師として求められる知識、技術も変化しており、特定行為研修における臨床推論力、病態判断力の向上のための科目を学び医学的知識と技術を習得することで、患者を多角的に捉える視点を強化した。同時に「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の特定行為も習得できるようにした。</p> <p>緩和ケア分野に関しては、急性期医療施設から地域の在宅へと広がる緩和ケアのニーズや非がんの緩和ケアニーズ対し、チーム医療の中で活躍できることに加えて、地域連携や施設外の活動も視野に入れて、多様な対象の苦痛の緩和に貢献できる編成とした。症状緩和では、がん疼痛のマネジメントを強調し、非がんや高齢者の疼痛マネジメントも加え疼痛以外の症状緩和にも応用できるように時間数を増やした。従来の基準カリキュラムを元に、新たな緩和ケア分野カリキュラムを作成した。</p>	
<b>【組み込む特定行為区分】</b>	
・「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」	
<b>【詳細】</b> 〈 〉は単元、『』は新たな基準カリキュラムの教科目、「」は現行の基準カリキュラムの教科目を示す	
<p>1. 認定看護分野専門科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『がん看護学総論』『腫瘍学概論』『がんの医療サービスと社会資源』は、がん看護領域 4 分野(緩和ケア、がん薬物療法看護、がん放射線療法看護、乳がん看護)においてがん看護の知識の基盤となる学習内容として統一した。現行の基準カリキュラムでは、専門基礎科目でいくつかの合同授業が可能であったが、各分野によって少しずつ教科目の学習内容が異なっているため合同授業のできる時間数は少なかった。そこで、がん領域の認定看護師の基礎となる学習内容を揃え、将来的に合同授業や共通した教材を活用できるようにした。</li> <li>・『緩和ケア総論』に緩和ケアの対象者の理解として、非がん患者に加え、それらの特徴的な緩和ケアを理解する内容を加えた。現行の「喪失・悲嘆・死別」から患者の喪失と悲嘆の理解、「緩和ケアにおけるチームアプローチ」から、単元として不可欠である緩和ケアにおけるチームアプローチの必要性、ケアするスタッフの支援を移動した。</li> <li>・現行では「症状マネジメントと援助技術」の教科目が I から VII までであったが、緩和ケアの対象は複数の症状を併せ持ち、単独症状のアセスメントでは対象の病態理解に限界があるため、複合的な学びができるように、『がん疼痛のマネジメント』と『がん疼痛以外の症状マネジメント』とした。『がん疼痛のマネジメント』では、がん疼痛はガイドラインなどによってエビデンスが明確であり、がん疼痛を主体に疼痛マネジメントを体系的に学び、臨床推論を導くための知識や技術の根拠を習得できるようにした。また、非がんの疼痛緩和、小児や高齢者の疼痛緩和も含め、多様な対象の疼痛緩和について理解できるようにした。</li> <li>・現行の「緩和ケアをうける患者の心理社会的ニーズとケア」は、『がん看護学総論』の単元〈がん患者の体験プロセス・サバイバーシップ〉〈成長発達に伴うがん患者・家族の特徴〉と重なり合う内容であり削除した。</li> <li>・『緩和ケアを受ける患者の家族・遺族ケア』については、現行の「喪失・悲嘆・死別」の学習内容であった、予期悲嘆や悲嘆、複雑性悲嘆を移動した。</li> <li>・『臨死期のケア』では、苦痛緩和のためのセデーション、電解質異常を加えた。現行の緩和ケアのカリキュラムではエンゼルケアと記していたが、エンゼルメイクと誤解を招くため、看取りケアとしてのエンゼルケアとした。</li> <li>・『緩和ケアにおける倫理的課題』については、現行の「総合演習」で実施していたコミュニケーションスキルのロールプレイを含めた事例演習を移動し、多様な場面に対応できるようにした。</li> </ul>	

## 2. 統合演習

- ケースレポートのみとした。ねらいとして、臨床推論、病態判断に基づいたアセスメント、緩和ケア認定看護師の役割から事例を振り返る必要性を明記した。
- 現行ではコミュニケーションスキルに関する演習としていたが、倫理的課題におけるコミュニケーションに整理し、専門科目に演習として移動した。

## 3. 臨地実習

- 多様な緩和ケアの対象を包括的にアセスメントすることをねらいに加え、実践事例、コンサルテーション事例はがんに限らず多様な対象とした。さらに、緩和ケア病棟または緩和ケアチームでの実習を基本として、退院調整部門、訪問看護ステーションでの見学実習を加えた。
- 緩和ケア実践に関わる研修会もしくは技術指導致案を立案し、看護職へ指導することができる、多職種へのコンサルテーションに必要な知識や技術を習得することができる、をねらいにあげ、緩和ケア認定看護師としての役割が果たせるような能力を実習において習得できることを目指した。
- 実習を通して認定看護師としての自己の課題を発展させることができるとし、自らの課題を理解して自己研鑽ができるような素地を養うこととした。